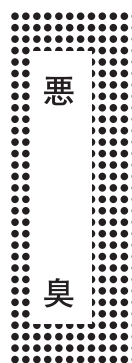


8. 悪

臭



8. 悪 臭

概 況

臭気が悪臭苦情となって現れる要因は、その臭気の感知回数と継続時間が引きがねとなり、臭気強度の変化や人間の感情という内的条件、時には利害などが関与して表面化する場合が多い。

そして、一度表面化すると解決するまでに長時間を要し、防止対策に苦慮するものが多い。

昭和 40 年代に環境汚染が社会の重大な関心を呼び、悪臭も生活環境阻害の因子として受止められた。このため、悪臭防止法が公布（昭和 46 年 6 月 1 日）され、特定悪臭物質の濃度にもとづく規制、発生源に対する防除技術の開発も行われている。しかし、悪臭はほとんどが低濃度の物質の複合臭気であり、悪臭物質の 90%以上を除去しても人の感覚では無臭とならず、完全な対策となると困難な面もある。

悪臭の規制方法としては、特定悪臭物質の濃度を規制する方法（物質濃度規制）と人の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化する方法（臭気指数規制）が定められている。本市では、これまで物質濃度規制を用いていたが、平成 25 年 4 月 1 日より臭気指数規制に変更した。臭気指数規制は、人の嗅覚を用いて悪臭を測定するため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい規制といえる。

県条例に基づく本市における業種別届出状況は、表 8-1 のとおりである。

表8-1 悪臭関係工場等届出状況

(件)

悪臭関係業種	年 度		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
豚房施設 (豚房の総面積が50㎡未満を除く。)	2	2	2
牛房施設 (牛房の総面積が200㎡未満を除く。)	2	2	2
鶏を3,000羽以上飼育するもの	3	2	2
飼料又は有機質肥料の製造業 (乾燥施設を有するものに限る。)	4	3	3
ゴム製品製造業 (加硫施設を有するものに限る。)	2	2	2
し尿処理場	2	2	1
ごみ処理場	5	5	4
終末処理場	2	2	2
計	22	20	18

表8-2 悪臭関係業種

1. 畜産農業のうち次に掲げるもの
 - イ 豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満のものを除く。) を有するもの
 - ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200平方メートル未満のものを除く。) を有するもの
 - ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの
 - ニ うずらを20,000羽以上飼育するもの
2. 飼料又は有機質肥料の製造業 (乾燥施設を有するものに限る。)
3. コーンスターチ製造業
4. レーヨン製造業 (紡糸施設を有するものに限る。)
5. クラフトパルプ製造業
6. セロファン製造業 (製膜施設を有するものに限る。)
7. ゴム製品製造業 (加硫施設を有するものに限る。)
8. 石油化学工業 (カプロラクタムの製造施設を有するものに限る。)
9. 石油精製業
10. 製鉄業 (溶鉱炉を有するものに限る。)
11. 鋳物製造業 (シェルモールド法によるものに限る。)
12. 化製場 (化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140号) 第1条第2項の化製場をいう。)
13. し尿処理場 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたし尿処理施設 (浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第2条第1号に規定する浄化槽を除く。) を有するものに限る。)
14. ごみ処理場 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたごみ処理施設を有するものに限る。)
15. 終末処理場 (下水道法 (昭和33年法律第79号) 第2条第6号の終末処理場をいう。)